

令和2年宇治田原町予算特別委員会

令和2年9月14日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 議案第58号 令和2年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）
（企画財政課、税住民課、建設環境課、まちづくり推進課、産業観光課、上下水道課所管分）
- 日程第2 議案第65号 都市計画道路宇治田原山手線工事施行協定の締結について
- 日程第3 議案第60号 令和2年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第61号 令和2年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第58号 令和2年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）
（福祉課、健康対策課、子育て支援課、学校教育課、社会教育課所管分）
- 日程第6 議案第68号 指定管理者の指定について（宇治田原町ふれあい福祉センター）
- 日程第7 議案第59号 令和2年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）

1. 出席委員

委員長	4番	垣内秋弘	委員
副委員長	7番	馬場哉	委員
	1番	山内実貴子	委員
	2番	山本精	委員
	3番	今西久美子	委員
	5番	田中修	委員
	6番	原田周一	委員
	8番	松本健治	委員
	9番	谷口重和	委員
	10番	浅田晃弘	委員
	11番	藤本英樹	委員
	12番	谷口整	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	西 谷 信 夫 君
副 町 長	山 下 康 之 君
教 育 長	奥 村 博 已 君
都市整備政策監	星 野 欽 也 君
総務担当理事	奥 谷 明 君
健康福祉担当理事	黒 川 剛 君
建設事業担当理事	光 嶋 隆 君
教 育 次 長	野 田 泰 生 君
企画財政課長	村 山 和 弘 君
企画財政課課長補佐	中 地 智 之 君
税 住 民 課 長	馬 場 浩 君
福 祉 課 長	廣 島 照 美 君
健康対策課長	立 原 信 子 君
子育て支援課長	清 水 清 君
子育て支援課課長補佐	岡 崎 貴 子 君
建設環境課長	谷 出 智 君
まちづくり推進課 課 長 補 佐	岡 崎 一 男 君
産 業 観 光 課 長	木 原 浩 一 君
上 下 水 道 課 長	垣 内 清 文 君
学 校 教 育 課 長	岩 井 直 子 君
社会教育課課長補佐	塚 本 吏 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	矢 野 里 志 君
庶 務 係 長	太 田 智 子 君

開 会 午前10時00分

○委員長（垣内秋弘） 皆さん、おはようございます。

本日は、予算特別委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日の委員会は、去る9月7日の本会議において上程され、本委員会に付託されました議案第58号、令和2年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）をはじめとする各会計補正予算4議案及び関係議案の2議案を併せて合計6議案につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行います。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

ここで町長からご挨拶をお受けしたいと思います。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、改めましておはようございます。

9月定例会も9月7日に開会をしていただきまして、10日及び11日には一般質問ということで、大変ご苦労さまでございました。また、本日は、予算特別委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

本予算特別委員会に付託されました議案につきましては、議案第58号から議案第61号及び議案第65号並びに議案第68号の6議案でございます。大変お世話になります垣内秋弘委員長様、また馬場哉副委員長様におかれましては、大変ご苦労をおかけしますが、どうぞよろしくお願いを申し上げますとともに、慎重なご審査を賜りましてご可決いただきますよう心からお願いを申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ皆さん、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

ただいまの出席委員は12名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の予算特別委員会を開きます。

進め方といたしましては、日程にありますように常任委員会所管ごとの審査とし、まず、企画財政課、税住民課、建設環境課、まちづくり推進課、産業観光課、上下水道課所管分より行うことといたします。討論、採決にあつては、全ての所管分が終了した後、議案順に行いたいと思います。

また、先に一般会計補正予算、続いて所管の企業会計補正予算、また特別会計補正予

算の順で進めていきます。関係議案につきましても、補正予算説明後、併せて議題といたします。

◎議案第58号及び議案第65号の説明、質疑

○委員長（垣内秋弘） これより議事に入ります。

日程第1、議案第58号、令和2年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。村山企画財政課長。

○企画財政課長（村山和弘） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、議案第58号、令和2年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

議案第58号の議案書、そして主要事項調書、また横表の資料をもって説明をさせていただきますと思います。

今回、横表の資料につきましては、新型コロナウイルス感染症関係とそれ以外の2種類を作成させていただいております。

まず、議案書1ページをご覧くださいと思います。歳入歳出それぞれ2億2,069万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ71億7,949万1,000円とするものでございます。

新型コロナウイルス感染症関係の予算規模が9割を超えるというふうな非常に大きな予算となっているところでございます。

それでは、総務建設常任委員会所管課に係ります補正の主なものにつきまして、主要事項調書、また横表の資料をもって説明をさせていただきますと思います。

最初に、横表の資料になりますが、新型コロナウイルス感染症関係のほうをご覧くださいと思います。

その資料の5ページ目になりますが、全33事業に上っております。新型コロナウイルス関係で補正予算額が2億60万9,000円、財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、また、公立学校情報機器整備費補助金、さらに、学校保健特別対策事業費補助金など、国庫支出金で1億9,639万9,000円、府支出金では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金といたしまして418万6,000円、そして、一般財源、前年度の繰越金となりますが79万円となっております。

事業内容につきましては、主要事項調書の1ページ、新型コロナウイルス感染症総合対策事業、総括表をもとに、主なものを説明させていただきたいと思っております。

コロナ関連33事業のうち、総合対策事業として10事業を主要事項として掲げております。新型コロナウイルス感染症により、厳しい経済状況にある住民等に対する経済支援や、感染症防止に向けた環境整備を図るとともに、ウィズコロナ社会における先を見通したプロモーションを進めるものでございます。

まず、事業者支援といたしまして、産業観光課所管の高収益作物次期作支援事業でございます。詳細につきましては、8ページとなっております。

茶等の高収益作物の生産者への支援を図るため、国交付金に町独自の上乘せ補助を行うもので、4,018万2,000円追加するものでございます。2月から4月の間に高収益作物、いわゆる野菜、花き、果樹、茶について、出荷実績があるまたは廃棄等で出荷できなかった生産者を対象に、基本部分10アール当たり1万円、茶加算部分が10アール当たり1万円を交付するものでございます。

なお、5月以降の出荷実績が対象となる国制度が今後示される予定であります。

次に、同じく産業観光課所管のがんばるまちの事業者・農業者支援事業費でございます。拡充事業でございます。詳細は9ページとなっております。

これまでの卸売業等の対象業種に加えまして、他の業種でセーフティネット保証の対象になる中小企業や個人に対して支援金を交付するものでございます。補正予算の第1号、5月臨時会におきましてご可決いただきました町内に事業所を置いている卸売業、小売業、飲食業者、また認定農事法人、認定農業者及び前年に農業収入があったものに加えまして、これまで対象にならなかった方、令和2年2月以降の売上額が、前年同月比15%以上減少している商工業者に対象を拡大するものでございまして、698万円を追加するものでございます。

次に、感染防止に向けた環境整備といたしまして、建設課所管の交通安全対策事業費でございます。詳細につきましては、5ページとなっております。

コロナ禍においても、安心安全に外出できる環境整備を図るため、南北線の電柱に交通安全灯の整備を行うものでございます。住民交流の拠点であります役場新庁舎を中心に、住民が「密」を避けた時間帯にウォーキングやランニング等の外出ができるよう、町道南北線の電柱に交通安全灯53基設置するものでございまして、212万円を追加するものでございます。

次に、プロモーション事業といたしまして、まちづくり推進課所管の「ハートのまち」

移住定住プロモーション事業費及び産業観光課所管のオンライン観光プロモーション事業費、こちら、詳細は6ページと10ページでございます。

コロナ禍にあつて、中山間地域である本町の強みを生かした多メディア発信コンテンツの作成・配信等の実施により、地域を訪れなくても継続的に様々な形で関われる関係人口の創出・拡大を図るとともに、観光プロモーションをオンラインで実施することで、感染を防止しながら宇治田原観光の魅力を発信し、新型コロナウイルス収束後に誘客につなげるもので、それぞれ1,000万円、合計で2,000万円追加するものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症関係以外となります。主要事項調書では7ページでございます。

宇治田原山手線整備事業費をご覧いただきたいと思っております。

こちらは、当初予算に計上しております宇治田原山手線の新市街地区間、約420mにつきまして、京都府施工の工事区間との連続性及び一体性を確保するため、京都府へ工事を委託するものでございます。工事請負費から委託料への支出科目の変更となっております。

以上、まずは総務建設常任委員会所管課分の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

次に、一般会計補正予算に関連いたします議案として、日程第2、議案第65号、都市計画道路宇治田原山手線工事施行協定の締結についてを併せて議題といたします。

当局より説明を求めます。谷出建設環境課長。

○建設環境課長（谷出 智） それでは、議案第65号、都市計画道路宇治田原山手線工事施行協定の締結についてご説明させていただきます。

本件につきましては、安全で災害に強い道路整備を計画的に進めるため、宇治田原山手線の新市街地区間の約420mの道路建設を進めるものであり、建設工事委託の協定を京都府と1億6,810万円にて締結しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

資料といたしまして、A3を2枚用意してきております。ご覧いただけますでしょうか。そちらのほうに赤で着色しております。その1のほうは南北線から東の部分、その2のほうは、2枚目ほうは南北線から西部分の方を指しております。赤い色で着色した

ものが施行箇所となってございます。

以上、ご審査いただきまして、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

それでは、日程第1から順次質疑に入りたいと思います。

まず、議案第58号に関わる企画財政課、税住民課、建設環境課、まちづくり推進課、産業観光課、上下水道課所管分について、質疑のある方は簡潔に質問をお願いいたします。質疑のある方は挙手願います。松本委員。

○委員（松本健治） ありがとうございます。それでは、交通安全対策事業費、主要調書の5ページでございます。確認の意味も込めて質問したいと思います。

交通安全灯を53箇所ということでございますが、この部分をまず最初に、どこまでなのか、307号までなのか、町道の贄田線ですか、あそこまでなのか、それはちょっとどうなるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 委員、ご質問の件に関しましては、307号までの間でございます。

○委員長（垣内秋弘） 松本委員。

○委員（松本健治） 実は、私も随分見させていただいて、特に今のこの時期になってまいりますと、早くから、もう夕方すぐに日が落ちてくるものですから、本当に暗いなどいうふうに思っておりましたので、それはそれで結構なので、非常にありがたいなどいうふうに思います。

実は、昨日も、2組ほども歩いておられました。非常に暗い中、1つのグループはちゃんとライトをつけて歩いておられましたけれども、今の状態では非常に危ないなどいうふうに感じましたので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

ちょっとこの、あれも、電柱そのもの全てにおいてこれつけるということですか。

○委員長（垣内秋弘） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） はい。307号線からこの郷之口鷲峰山線の間電柱につきましては一部ついている、既についているものがございますので、そこでいうと全てではございませんが、鷲峰山線からこちら側、役所側というのは全てについてこの街灯をつけるというふうに考えております。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 松本委員。

○委員（松本健治） ぜひこの件については、南北線含めて新庁舎にも、できるだけいろ

んな人がいろんな機会に来ていただくきっかけづくりになりますので、ぜひ早急にお願いしたいと思います。

確かに町道の部分、307号から1、2箇所ついていましたので、その内容についても、その間全部つけるということと、それから、町道から新庁舎のところまで全部つけるということですね。

それと、新庁舎の前、これはどうなのでしょう。西側。

○委員長（垣内秋弘） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 新庁舎の前につきましては、南北線と贄田立川線のT字路線に、この予算ではございませんが、道路事業の中の一部として大型の街灯を2基設置する予定でございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 松本委員。

○委員（松本健治） 庁舎にも明かりはもちろん点いているわけですが、ちょっと暗いなという感じがしましたので、それは次の機会ということでいいわけですね、はい。

それと、もう1点、これはお願いという部分もあるんですが、やすらぎの道なんかで距離表示していますね。新庁舎の場合も、この南北線も、歩く者からすると、ああいう目安で、ああいう距離表示というのも一つウォーキングするのに楽しみ、また目標になるなというふうに思いますので、ちょっと観点が違うかもしれませんが、今後の取り組みとして、やすらぎの道であるようなああいう距離表示をやっぱりすべきではないかなというふうに思っておりますので、こういうものの性格からいうても単なる町道だとか、そういうものではないので、ぜひその辺もお願いをしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 委員ご指摘の件につきましては、他の部局とも情報共有の上、検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 松本委員。

○委員（松本健治） もう1点、ベンチですね。この間にも、将来的にはちょっと置くことも考えてほしいなど。実際に歩いたりなんやしていると、非常に歩くの厳しいんですね。そういう点についても、それは今後考えておいてほしいなというふうに思います。

いずれにしても、その南北線や庁舎の周辺が、住民にとって利用しやすいようにすべきやと思います。単なる申し上げました町道ではないと、工夫、知恵を出していただきたいというふうに思います。

次に移ります。

調書6の「ハートのまち」移住定住プロモーションの事業費の関係でございます。

これについては、これもエールを送る意味で、ぜひ積極的に取り組んでいただいたら結構だなというふうに思っています。関係人口のほうで、まちづくり推進課のほうで1,000万円。観光振興で産業観光課が1,000万円。ちょっと1つ確認なんですが、双方の連携事業ということでいいわけですね。

○委員長（垣内秋弘） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） はい。ご指摘のとおり、こちらに書いてございますように、関係人口、移住定住と観光振興双方の連関、相乗効果を発揮するために、この総額2,000万円に対しまして一括で契約をしていくような形を考えております。

○委員長（垣内秋弘） 松本委員。

○委員（松本健治） これで、それぞれの意味合いは違うんでしょうけれども、中心になってやるほうはどちらの課になるんですか、これは。

○委員長（垣内秋弘） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） もちろんそれぞれの事業に対して目的がございますので、事業の執行としてどちらが中心ということはございませんが、契約等、その他の手続きのほうにつきましては、私どもまちづくり推進課のほうが中心になり、進めていく予定でございます。

○委員長（垣内秋弘） 松本委員。

○委員（松本健治） はい、分かりました。個々の事業の部分と、それから契約とかという部分についてはまちづくり推進課がやるということですね。

それと、第2期の地域創生総合戦略で掲げる関係人口の地域外のファンを増やすという創設ということでございます。今の時点で、その効果、成果、そういうものをどんなもので、尺度というんですかね、目標はどんなのかなというのをちょっとお聞かせいただきたいなど。

○委員長（垣内秋弘） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） こちらの主要事項のほうにも書いてございますように、今年度から、今ご指摘の第2期地域創生総合戦略のほうは開始しております。この中で、重要業績評価指標といわれるKPIで、関係人口に関する指標を2つ設けておりますが、まず、この「うじたわら・地域外ファン」という、一つのこの仮称ですけども、こちらにつきましては参加型住民、宇治田原町のほうに継続的に関わっていた

だく住民の方を登録するような形、これをK P Iとして挙げさせていただいております。

これまで、大きな成果を上げていますふるさと納税の寄附者の方も、ある意味関係人口であると思っておりますけれども、そういった方々を増やすことによって、宇治田原町ここにありということ在全国に発信すると、そういうことが成果であると考えております。

○委員長（垣内秋弘） 松本委員。

○委員（松本健治） 分かりました。

それと、ちょっと前後しますが、これは専門的な、いわゆる広告会社に委託をすることですね。これは、それとプロポーザルということがございますけれども、これもまちづくり推進課のほうで全て対応されるということですね。

○委員長（垣内秋弘） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 事務手続きといたしましては、私どものほうで既に議決いただきました折にはという形で準備は進めさせていただいております。

ただ、例えば、公募したことに対するそれぞれの事業の中身に対する質問でありますとか、そういった公募プロポーザルに対して必要なことについては、各、私どもと産業観光課のほうで連携分担しながら対応することとしております。

○委員長（垣内秋弘） 松本委員。

○委員（松本健治） あと、この件最後ですけれども、こういう業者というんですか、広告会社というのは何会社ほど対象とする会社があるのか。広いのかどうか、その辺のことを確認しておきたいなど。

○委員長（垣内秋弘） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 私どもの指名登録願を出して登録されている業者の分類で、催物でありましたり、こういう広告のところで登録されている業者は、およそ25社程度ございます。

ただ、今回、公募プロポとさせていただきたい狙いは、それ以外にも様々なノウハウを持った業者のほう在全国には存在されますので、そういったところも含めて、広く有能な提案をされる業者のほうを審査して決定していきたいと考えております。

○委員長（垣内秋弘） 松本委員。

○委員（松本健治） ぜひこういう内容の、この時期でございますので、収束なりに向かって、それから以降のことも考えて、ぜひ積極的に展開をしていただいて、宇治田原町のお茶を中心としたこういうまちを広めてほしいなというふうに思います。ぜひそうい

う発信の時にも、いつも私言うてますが、町長がその中にも加わっていただいて、ぜひご自身の登場も含めて、そういう対応をしていただくと非常にいいのではないかなというふうに思います。よく聞いておりますので、答弁は結構でございます。

次に、もう1点ですが、高収益作物次期作支援事業の内容でございます。

私、先日も茶農家からお聞きしたんですが、生産者へのダメージというのは相当大きいのではないかというふうな印象を持ちました。要するに、価格的な部分も含めまして、それから出荷の状態も含めてかなり厳しいなというふうに思いました。この辺が実際、これが終わった時点で認定されればそういう開始されるんでしょうけれども、そういう生産者、そのダメージというのは実際どの程度なのか、当局としてはどのように判断されているのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） ただいまのご質問ですが、茶期は終わられたということで、現状を聞いておりますと、二番茶を収穫していない、一番茶の単価が安かった、そのようなことで、減収には大きく影響があったものと聞いております。数字的にはちょっとまだ最終的な集計はしておりませんが、今後またいろんな情報収集、また、数字の整理なりをする中で、減収の率を確認していきたいと考えております。

○委員長（垣内秋弘） 松本委員。

○委員（松本健治） ちょっと懸念として考えられるのが、今回の状況から、我々の宇治田原の場合は、比較的小さい規模のそういう茶農家も多いわけでございますので、このまま撤退をされるとか、荒廃農地が増えるとか、こういう懸念はないのかどうか。そのためのこういう対策だろうとは思いますが、こういうのは今どういうふうに状況を把握しておられるのか、ちょっと確認しておきたい。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 今のご質問ですが、ほんまに小さいところとなると、人に委託をして製造してもらう、畑を全部してもらうとか、そういうことも考えられますが、50アールクラスになると、今後取り組んでいくのに、新たなこういう施策をあてがいながら生産をしていくということになってきますので、それは委託をされるか、または自分でもう一回、高収益の次期作物の支援等を受けながら頑張っていられるかというところで、今判断のしどころかなとは考えております。

○委員長（垣内秋弘） 松本委員。

○委員（松本健治） それと、もう1つ、こういう制度の運用の中で、漏れる茶農家さん

があるのかどうか。この辺も、先ほど申しましたような内容とつながっていくと思うんですね。この辺はどうなんでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 今、茶農家の件ですが、8月28日に、町内のJAの茶業部会員さん約100名お声掛けをして、まだ国からは対象となる制度が示されてはおりませんが説明会をさせていただきました。また、その方々から、漏れ落ちというか、部会員さんに加入しておられない方、その方々に関しましては、また新聞折り込み等によりまして、またホームページによりましてPRをしていきたいと考えております。

○委員長（垣内秋弘） 松本委員。

○委員（松本健治） ぜひぜひ、非常に零細の小さい農家のところについても、できるだけアンテナをきっちり張っていただいて、こういう対応の漏れのないようにぜひお願いしたい。

それと、やはり宇治田原は、またもともと茶農家というか、茶の発祥の地でございますので、緑茶の発祥の地でございますので、荒廃農地ができないように、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） まず、主要事項調書の6ページの、先ほど松本委員からもございましたが「ハートのまち」移住定住プロモーション事業費ということで、先ほど少しありましたが、ふるさと納税の取り組みなどのつきましては、非常に宇治田原町頑張っているというように評価をしております。さらにイメージアップを図って、観光と併せて、関係人口なり、移住定住を促進していこうと、そういう目的であるかと思いますが、例えば移住したいと、もうここに定住したい、新しく家を求めたいと思われたときに、当然、新興地等々、まだ空いている土地があるということで、新築をされる、もしくは賃貸の住宅に住まれる、もう1つはやっぱり空き家を借りて住んでいくというようなことがあるかと思うんですが、その最後の空き家につきまして、この間もずっと言ってきたわけですが、現在、宇治田原町の空き家バンクの登録はわずかに1件だけであります。しかも、かなり大きな空き家でございます、なかなかそこに入ろうということには現在なっていないのが現状であるかと思ひます。

これ、なぜ空き家はいっぱいあるのに、これ何で登録が増えないのか。その辺どのようにお考えでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 受け皿としての空き家という形でのご質問でございますけれども、まずは、今、空き家バンクのほうに1件だけ載っているというお話してございましたが、過去には延べ16件の掲載をし、10件の成約に至り、9世帯25人の方が移住されているということは申し上げておきたいと思えます。

今の要因の件でございます。これも今までの委員会のほうでも以前から答弁させていただいておりますが、空き家というのは、そもそも第一義的には所有者の所有物でございますけれども、空き家である理由は当然理由がありまして、その所有者の方がお亡くなりになられたまま所有関係のほうで相続登記の中でしっかりされていない状態でありますとか、ご兄弟の中でその権利を、どのように処分でありましたり、活用するということのご判断が難しいところがありまして、またまた、よく言われますのは、仏壇のほうが残っているというような、そういったものが、様々な要因が絡んでいるからこそ空き家が存在するという形でございます。そこにきれいな空き家があるからといって、なかなかそれを活用するということに私どもが営業を行ってもつながっていないというのが要因と分析しております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） ダイレクトメールを送るとかね、いろいろ工夫はしていただいているかというふうに思うんですけれども、今のまま何回ダイレクトメールを送っても変わらないと思うんですね。そのためにいろいろ、相続の相談もしていただくとか、置いてある家具の処分費用を出していただくとか、いろいろやっていただいておりますけれども、それでもなかなか増えないと。それ、やっぱり何か、別途工夫が必要なのかなというふうに思っています。

空き家バンクの登録の多い自治体を一度研究もしていただいて、参考にするというのもしてはどうかと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 過去に我々、今ご指摘いただきましたように、過去に行った調査での実態で把握している所有者の方には、計5回全数通知を行っております。町の広報紙のほうも、直近ではこの9月号のほうにも掲載させていただきました。また、地域の代表であります区長会のほうには、平成30年度以降は毎回、空き家に関する情報提供、あるいはご協力についてをお願いをさせていただいております。

この後は、今ご指摘もございましたが、一つには、地域の方、区長さんになるのか、隣近所の方になるのかは分かりませんが、そういった方のもう一歩踏み込んだご

協力というのが不可欠になるかと思っております。

2点目は、私どもが空き家バンクを運営するに当たりまして、宅建業協会さんのほうと協定を結んでおりますが、去年、宇治田原町への空き家相談員として、宅建業協会さんの中で登録をするという、そういう研修会で13事業者ほどご登録をいただいておりますので、そういうプロの手をお借りしながら空き家のほうの拡充もしていくということ、この2点で進めていくことが必要かと考えております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） ちょっと、私提案なんですけれども、移住者の今ということで、移住してきてこんなにいいですよというアピールをしていただくということは、これまでもやっていたかと思っておりますが、今までにその空き家を貸した方ですね、先ほど16件契約あったとおっしゃいました。貸して、こんなにいいことありましたよということも発信をしていく。空き家を所有しておられる方に発信をしていくということも考えていったらどうかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 所有者の方の個人情報の関係もございしますが、効果的な、より目に見えるような形での所有者の登録につなげるように進めていきたいと考えております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） はい、ぜひよろしく願いをいたします。

次に、主要事項調書の8ページ、高収益作物次期作支援事業費です。

これも松本委員のほうからありましたけれども、これ、対象ですね。お茶と野菜、花き、果樹、それぞれ何件ぐらい、また、面積的にどれぐらいの予算化をするための積算として上げられているのでしょうか。

ごめんなさい、宇治田原町のお茶なり、野菜なり、果樹なりの総面積ですね。それを教えてください。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） ただいまのご質問ですが、お茶につきましては、茶業統計から引っ張っておりますが、面積には246ヘクタール、そして、野菜ですね。ネギが4.2ヘクタール、水菜が1.7ヘクタール、その他野菜、花き、果樹ということで23ヘクタールということで、野菜、花きに関しましては、水稻の細目書から面積を引っ張っております。それで、ネギ、水菜につきましては、経営所得安定対策交付金の対

象面積から引っ張っております。合計が275ヘクタールというところでございます。

(「件数分かりますか」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 今西委員。

○委員(今西久美子) 件数聞かせて下さい。

○委員長(垣内秋弘) 木原課長。

○産業観光課長(木原浩一) 件数のところはちょっと、今回、これ面積で把握するということですので、ちょっと面積の件数のほうは、確実な数字は押さえておりません。

○委員長(垣内秋弘) 今西委員。

○委員(今西久美子) 私もお茶の生産農家の方に少しお話しをお聞きしたんですけれども、その方は、10アール当たり大体10万円程度の肥料をやるんやというふうにおっしゃっておりました。今回、国が決定されれば、合わせて7万5,000円ということで、足りないけれどもあったら有り難いというようなお声もお聞きをしています。合計の面積が275ヘクタールと。そのうち、見込んでおられるのが2,045アールですね。大体8割ぐらいを見込んでいただいているかと思いますが、これ、予算よりも多い方から申請があった場合にはどうなるのでしょうか。

○委員長(垣内秋弘) 木原課長。

○産業観光課長(木原浩一) 現在、もうこの支援につきましては、属人主義ということで、宇治田原町で町外の方が栽培されております場合もございまして、その辺も加味いたしまして約80%ということで、今おっしゃっていただきました80%ぐらいを目処にしております。

これ、高収益の次期作支援事業につきましては、今後、農業共済組合の収入保険に加入することを検討するという条件もございまして、それに検討するという事は、青色申告に近づけていかなんということもございまして、できるだけ青色申告を増やしていこうという国のもくろみもございまして、そのようなことで進めさせていただいておりますので、青色申告のどうしてもできない方も中にはございまして、その方につきましては、今後のことを思って検討していただいて、していただくということになりますので、今回これぐらいの数字でおおよそいけるものと考えております。

○委員長(垣内秋弘) 今西委員。

○委員(今西久美子) 分かりました。

申請された方に対しては、できる限り支援ができるような取り組みと、あと十分周知をしていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。先ほど説明会、

100人ということでした。今後、新聞折り込み等でさらに広げるということですが、制度を知らないがために受けられないというようなことがないように、そこはぜひともよろしく願いをいたします。

最後ですが、隣の9ページのがんばるまちの事業者・農業者支援事業費、これ、(3)ということで拡充をしていただきました。ありがとうございます。これ、(3)については、中小企業信用保険法第2条第5項第4号ということで、セーフティネット4号認定もしくは第6項の規定による認定証を保有しているということが条件となっております。これ、どうしたらいいのかをちょっと説明をしていただけますか。認定を取るためにどうしたらいいのか。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） これにつきましては、信用保証協会からの保証を受け、金融機関から融資を受ける場合には、市町村が発行する認定書が必要になります。それにつきましては、産業観光課のほうへ減収が確認できる書類を添えて、申請していただく減収率についてはセーフティネット4号で20%、危機関連保証で減収率15%ということでその書類を確認させていただいて、証明を出させていただきます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 町が発行するということです。必要書類等々、既にホームページも載せていただいているかと思いますが、これ、(1)、(2)につきましては、前回は取り組んでいただきましたので、(3)が拡充分。この(3)につきましては、どのくらいの数が申請があるというふうに推定をされておりますでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） (3)の部分につきましては、追加業種といたしまして、製造業、建設業、サービス業、その他の業種ということで、数字のほうは経済センサス、また統計書、商業統計調査より出してきましたが、製造業におきましては約115事業所、建設業におきましては60事業所、サービス業におきましては130事業所、その他の業種ということで45事業所ということで、350事業所を数字に上げております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 前回、第一弾のときに、予定していたよりも少なかったというようなこともございました。今回につきましても広く周知をしていただいて、できる限りたくさんの方が申請できるような工夫をぜひよろしく願いをしたいと思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかに。谷口整委員。

○委員（谷口 整） まず、先の一般質問で、町長の決断実行やスピード感が不十分という厳しいご意見もありましたけれども、私は、今回の新型コロナ対策中心の補正予算を見る限りにおいては、非常にスピード感を持って編成をしていただいたというふうにもう一度評価をさせていただきます。とりわけ、今大阪府をはじめとし、高齢者のインフルエンザ予防接種の無料化、これも全国に広がりつつあります。また、先ほど来出ておりますお茶農家の支援ですね。これとか、高校生等への支援なども、これも6月議会で提案させていただいたことが町独自の支援として早速反映をしていただいた。それとまた併せて、既にいち早く給付が行われております定額給付金に関しても、基準日以降に生まれた新生児への支給についても、これも近隣市町がこぞって今回いろいろと考えておられるようではございますけれども、これらもいち早く取り組まれた西谷町長の先見の明の決断、またリーダーシップに敬意と感謝を申し上げたいと思います。

それでは、質問ですけれども、先ほど出ておりました交通安全対策。これ、南北線の照明ですね。街路灯をつけられるということなんですけれども、国道の交差点のところの南北線の進入口が非常に分かりにくい。これは道路管理者、京都府なので、町のほうが直接ガードレールを京都府に代わってなぶることはできひんのかもしれませんけれども、あれ、ガードレールを少し外して、ガードレールの隅切りすることによって、あの交差点が非常に分かりやすくなるというふうに思うんですけれども、町のほうでできないなら京都府のほうに要望するとかね、その辺りはどうなんでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 星野政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） あの交差点、確かにおっしゃられるように非常に分かりにくい、見えにくいところがございます。一方で、今、カーブミラー等も設置しているところもございますので、いま一度、土木事務所と調整の上、どのような対応ができるか検討したいと思います。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口整委員。

○委員（谷口 整） 交差点のところはもう少し広く空いてあれば、案外分かりやすいんですよね。もう交差点まで、ぎりぎりいっぱいまでガードレールがあるから分かりにくいということなので、今申しましたように、ガードレールを隅切りなりしていただくように京都府のほうにそれを要望してください。

次に、これも先ほど来、お二方から出ておりましたけれども、高収益作物の生産農家への上乗せ支援ですね。これについて、私もこの間いろいろとお聞きをする中で、これ、

6月等で提案をさせていただきましたけれども、確かに茶農家に関していえば、国の制度5万5,000円と町の2万円合わせて7万5,000円が反当たり茶農家に支給されます。併せて、ハードルは高いですけれども京都府の独自支援、手摘み農家5万円、機械刈り農家1万円、これはさらに別にあるんでね、これらもうまく活用できればかなりの金額が助成をされる。また、先ほど出ていましたように肥料代、反当たり10万円ぐらいかかるそうです、確かに。今年はこんな状況やから、肥え入れんとこというふうに思っていたけれども、それ出してもらえるんやったらまた肥え入れられるということで、非常に喜んでおられました。

そこで、お聞きをしたいと思うんですけれども、切り口を変えて、本町は緑茶発祥の地ということで、お茶に対して非常に思い入れを持って取り組んでおられますけれども、茶農家、お茶といっても茶農家もあれば、生産家ですね、流通の業界もあるんですね。これ、どちらにウエイトを置いて、町は、いろいろと茶業の行政をやっておられるのかということをお聞きをしたいと思ったんですけれども、答えに多分窮されると思うので、そこは敢えてお聞きをしません、茶農家、非常に立場的には弱いんですよ、茶農家に限らず農家は。全て値段を業者につけてもらう。こちらが思った値段でつけられない。ところが、流通側はそれなりに、自分のところの経営状況等を見る中で金額を決める、入れていくと。だから、それが低ければ、もう低い相場になってしまう。この間、非常にお茶の相場も下がってきております。この辺りは、茶の入札制度に課題もあるのかなというふうに思っております。以前のように相対で取り引きをされておれば、今こんな状況やから今年はこんだけですまんと言われれば農家も納得できますけれども、ある業者が買う気もなく、適当な値段を入れておいたらそれで落ちるとこのシステムにそもそも問題があるというふうに私は思っております。

そんな中で、農家に対しても、例えば入札制度の改善を申し入れるようなことを、これは農協がやるべきことかもしれませんが、行政も農協と一緒に、もう少し相場が上がるように、そういうこと取り組みですね。これは、言葉悪いかもしれませんが、昔なら百姓一揆ということになってもおかしくないような今の状況なんですよ。そんな中で、生産家ももう少し声を出すようなこともされてはどうかと思うんですが、その辺りはどうなんでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 光嶋理事。

○建設事業担当理事（光嶋 隆） ただいま頂戴した質問に答弁させていただきます。

おっしゃるように経済のシステムとして、どうしても生産農家の立場が弱くなるとい

うのは常にごさいますて、茶発祥のまちとして、これはもうかなり以前から町内部で言っておりますのは、どんなことがあっても生産を絶やすことがあつてはならないという考え方がございますので、そういったことを基に、ただいま質問の中でいただきました支援についても考えさせていただいておるといところでございます。

今後、将来的に向けますと、後継者の問題とか、いろいろ茶農家における課題もございいますが、今おっしゃったその安定した経営ができるような、ベースがやはりきっちりできていかないとしんどかろうということは当然思われますので、そういう農家の方との話し合いをする中で、町も間に入った中で、JAさんをご相談していくといった機会を今後できますように検討も進めてまいりたいと考える次第でございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口整委員。

○委員（谷口 整） ぜひ、農協なんかとも相談しながら、茶農家が、いずれにしても値段をつけてもらう側にある弱い立場の茶農家が、もう少しでも自分たちの思いが反映できるようなシステムに少しでも近づけていただく、そういう努力はしていただきたいと思っております。

それと併せて、昨今の価格低迷の原因の中に、お茶の品種、やぶきた、これも50年来主力品種で、ずっと栽培されていたやぶきたが非常に低迷していると。やぶきたという品種を表示するだけで、極端な話、キロ当たり1,000円も下がるというふうなこともその業界の中では言われておりますけれども、このような中で、今回の緊急避難的な、こういう対策の5万5,000円プラス2万円の経済支援はそれで助かっていいんですが、あと生産基盤のこの対策。いろんな恒久的な覆いやとか、改植やとか、いろんな補助制度があるんですけども、これについても、補助率の見直しとかその辺りについては、できるものがあれば引き続き支援をしていただきたいと。一過性の、先ほど言いました、今年の方はそれでいいんですが、将来的に、先ほども出ていました荒廃茶園を防ぐ、また農家の生産意欲を継続してもらう、そういう意味においても基盤整備、これらについても検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 光嶋理事。

○建設事業担当理事（光嶋 隆） ただいまご指摘の点でございまして、生産する品種等については、やはり私どもの担当課が中心になりまして、どういったものがトレンドの中にあるかといったこともやはり考えていかないと、昔ながらの良いものという表現だけではなかなか事業が成り立たなくなるというのが世の常としてあるかと思いま

すので、そういった点についても今後、農協さんも交えて、例えば改植する際の品種選
びですとか、それも十分考えなければいけませんし、また、人気のある品種に改植する
のを前倒しするとか、そういったことも必要になってこようかというふうに思います。
そういった対応をすることになると、後段でご指摘いただきました農業者に対する支援、
基盤整備の支援といったことについても非常に重要なポイントになってこようかという
ふうに思いますので、ただ、その点につきましては、現時点では、今どういう内容のも
のにさせていただけるかということについてはなかなか申し上げにくうございますが、
次年度以降、予算編成時にもまたそういったファクターも十分盛り込みながら検討して
まいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口整委員。

○委員（谷口 整） 私も先ほどの質問をされたお二方同様、茶農家の切実な声をいろい
ろと聞いておりますので、今、理事のほうから答えていただきましたように、今後に向
けて、お茶農家の生産基盤の拡充ですね、これにご尽力をいただきたい。そのことは強
く申し上げておきます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませぬか。

（発言する者なし）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、議案第58号に関わる関係課所管分
の質疑を終わります。

次に、日程第2、議案第65号について、質疑のある方は挙手願います。ございませ
ぬか。

（発言する者なし）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、議案第65号につきましては終了い
たします。

◎議案第60号の説明、質疑

○委員長（垣内秋弘） 次に、日程第3、議案第60号、令和2年度宇治田原町水道事業
会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。垣内上下水道課長。

○上下水道課長（垣内清文） それでは、令和2年度宇治田原町水道事業会計補正予算
（第1号）につきまして、議案書及び補正予算の概要書によりご説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益の営業外収益300万円を

追加し、補正後の予算総額を3億337万6,000円に、水道事業費用の営業費用で300万円を追加し、補正後の予算総額を2億7,249万3,000円とするものがございます。

それから、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の企業債で2,000万円を追加し、補正後の予算総額を2億6,831万9,000円に、資本的支出の建設改良費で2,000万円を追加し、補正後の予算総額を3億4,345万8,000円とするものがございます。

それから、概要書、横長の資料をご覧くださいでしょうか。

こちらのほう、収益的収入一般会計負担金で300万円、収益的支出料金システム改良業務委託費で300万円、これにつきましては、コロナ対策交付金を活用しました感染対策防止のため、密を避けた支払いに対するコンビニ納付に係りますシステム改修費用を追加するものがございます。

次のページをご覧ください。

資本的収入、第4次拡張事業債2,000万円、資本的支出、排水管移設等事業費2,000万円、これは、新設いたします下水道管工事と同時に水道管を埋設をしようとするための工事委託費、これを追加するものがございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

質疑のある方は簡潔に質問をお願いいたします。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、議案第60号につきましては終了いたします。

◎議案第61号の説明、質疑

○委員長（垣内秋弘） 次に、日程第4、議案第61号、令和2年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。垣内上下水道課長。

○上下水道課長（垣内清文） それでは、続きまして、令和2年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、同じように、議案書及び補正予算概要書によりご説明申し上げたいと思います。

下水道事業収益の営業収益 2,000 万円を追加し、補正後の予算総額を 5 億 594 万 3,000 円に、下水道事業費用の営業費用で 2,000 万円を追加し、補正後の予算総額を 4 億 9,488 万 9,000 円とするものでございます。

こちらにも概要書、横長の資料をご覧ください。

収益的収入、水道管移設受託工事収益 2,000 万円、収益的支出、水道管移設受託工事 2,000 万円、これは先ほど申しました下水道工事に同時に水道管を埋設する工事、下水道事業としては、水道管からの工事費を受託をいたしまして工事を実施いたしますので、これを追加するものでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

質疑のある方は簡潔に質問をお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、議案第 61 号につきましては終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11 時 02 分

再 開 午前 11 時 04 分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 58 号及び議案第 68 号の説明、質疑

○委員長（垣内秋弘） 日程第 5、議案第 58 号、令和 2 年度宇治田原町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。村山企画財政課長。

○企画財政課長（村山和弘） それでは、令和 2 年の宇治田原町一般会計の第 3 号中、文教厚生常任委員会所管分の主なものにつきましてご説明を申し上げます。

まず、高齢者支援といたしまして、健康対策課所管の各種予防接種等対策事業費でございます。こちら、主要事項調書の 2 ページとなっております。

高齢者、65 歳以上のインフルエンザ予防接種費用の自己負担額に全額補助を行い、予防接種費用を無料にするもので、299 万 7,000 円追加するものでございます。こちら、新型コロナウイルスの流行期と考えられます冬季におきましては、同時期に季節性のインフルエンザの流行が懸念されること、また、重症化リスクが高い高齢者にと

っては、新型コロナウイルスとともにインフルエンザの罹患を予防することは重要であること、さらに肺炎を引き起こすインフルエンザの流行を抑えることは医療現場への負荷を低減させる意味でも有効であると、こういったことから実施するものでございます。

次に、子育て世帯への支援といたしまして、子育て支援課所管の子育て支援アプリ導入事業費でございます。主要事項調書では3ページとなっております。

母子手帳機能と地域の情報を発信できるスマートフォンアプリを導入し、出産から子育てまで切れ目ない支援を行うもので、13万2,000円追加するものでございます。

外出できずに、自宅で孤立した育児を強いられる子育て家庭に対し、在宅で必要な子育て情報や施設の閉鎖等の情報を迅速に発信し、スマートフォンアプリを活用して手軽に入手できる環境整備を図るもので、母子健康手帳の内容についての管理が可能であり、災害時などの紛失などにも対応できるとともに、予防接種などのスケジュール管理など、乳幼児期に必要な支援を強化するものでございます。

次に、学校教育課所管の高校生等応援事業費でございます。詳細は11ページとなっております。

高校生等の自主学習の支援を図るため、1人につき2万円を交付するもので、548万3,000円追加するものでございます。

コロナ禍における子育て支援施策の一環として、高校生世代の保護者に対し、自らの進路に向かって努力する高校生世代の自宅学習、自己研鑽の支援を目的に、教材購入等の費用の一部について補助を行うものでございます。

次に、感染防止に向けた環境整備といたしまして、子育て支援課所管の保育所感染症対策環境整備事業費でございます。詳細につきましては、4ページとなっております。

新型コロナウイルス感染症の防止に向け、空調更新や園庭整備をはじめ、屋内外の保育環境の整備を行うもので、2,328万5,000円追加するものでございます。屋内環境整備といたしまして、保育所職員室等空調更新、保育室内サーキュレーター整備、サーモカメラ整備、空間除菌脱臭機等の整備を、また、屋外環境整備といたしまして、体育遊び遊具の購入、園庭環境整備を実施するものでございます。

次に、学校教育課所管の学習用可動式端末等整備事業費でございます。こちら、詳細につきましては、12ページとなっております。

GIGAスクール構想に基づき、児童生徒1人につき1台の学習用端末をはじめ、小中学校のICT環境の整備を図るもので、小中学校費合わせまして7,774万2,000円追加するものでございます。京都府教育委員会の有識者会議において比較

検討し採用された、また、府内自治体のほとんどが導入を予定されておりますタブレット、iPadを小中学校合わせて760台導入するものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症関係以外となります、横表の資料では6番、ふれあい福祉センター管理運営事業費でございます。こちら、シルバー人材センターへの委託管理料をはじめ、施設の修繕料等109万円を追加するものでございます。

以上、文教厚生常任委員会所管課分の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

次に、一般会計補正予算に関連いたします議案として、日程第6、議案第68号、指定管理者の指定について（宇治田原町ふれあい福祉センター）を併せて議題といたします。

当局より説明を求めます。廣島福祉課長。

○福祉課長（廣島照美） それでは、議案第68号、指定管理者の指定について（宇治田原町ふれあい福祉センター）につきましてご説明させていただきます。

議案第68号、資料のほうをご覧ください。

ふれあい福祉センターにつきましては、令和2年6月議会におきまして、宇治田原町ふれあい福祉センターの設置及び管理に関する条例についてご可決いただいたところでございます。条例において、指定管理者による管理を行わせることができるとしているところでございまして、指定管理者の候補者としましては、ふれあい福祉センターに事務所を置く宇治田原町シルバー人材センターでございます。選定方法は非公募で、選定理由としまして、この施設は、地域における福祉活動の拠点として住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的としておりまして、目的の達成並びに施設の適正な管理が期待できると判断いたしまして、宇治田原町シルバー人材センターを指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定期間につきましては、令和2年10月1日から令和3年3月31日までとしております。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

それでは、日程第5から順次質疑に入りたいと思います。

まず、議案第58号に関わる福祉課、健康対策課、子育て支援課、学校教育課、社会教育課所管分について、質疑のある方は簡潔に質問をお願いいたします。

質疑のある方は挙手願います。ございませんか。藤本委員。

○委員（藤本英樹） すみません、1点だけ。主要事項調書の12ページ、学習用可動式端末等整備事業費なんですけれども、これ、タブレットを家庭に持ち帰って学習してもらおうというのが目的やと思うんですけれども、まず1点、760台というたくさんのタブレットを一括購入するというのは台数的に可能なんですかね。全国各地でこういう動きがあると思うので、その辺どうお考えでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） タブレットを今回760台ということでございますが、委員ご指摘のように全国一律ということになっております。ただ、購入する機器がそれぞれ自治体によって変わりますものの、やはりどこも厳しい状況にあるかとは思いますが、ただ、早急に確保できるように、今考えているところでございますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） それと、もう1点、懸念されるのが、家に持って帰ったときに、児童以外の弟とか妹ですね。小さい子がその端末を使う可能性も出てくるとお思いますので、そのときに故障なり破損とかした場合の対応というのはどうなるのでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 持ち帰りの件でございますが、基本的には、まずは学校での教科指導ということになるかと思えます。ただ、今回のように、コロナ禍の状況で家庭における学習支援のほうが必要となった場合、持ち帰りという形になりますが、それに伴いましての保管方法であったりというものは、教員のほうからの指導になると思えます。ただ、破損等によりますと、故意なものであったりというものである場合は、今回検討はさせていただきますけれども、ご負担をいただくケースがあろうかというふう感じております。

○委員長（垣内秋弘） 藤本委員。

○委員（藤本英樹） 何かそういうことに対応できる保険みたいなのがあったらいいとは思いますが、7,700万円という大きな予算の中ですので、できるだけ有意義に使って、学習能力を上げていただけますようよろしくお願いします。以上です。

○委員長（垣内秋弘） はい、ほか。はい、原田委員。

○委員（原田周一） 今の学習可動式端末のことなんですけど、少し一般質問でも触れさせていただきました。それで、先ほどの説明で760台、iPadの導入ということでご

説明あったんですが、小学生の場合は、どっちかいうたらタッチの入力というんですか、多いので、i P a d が使いやすいんですが、中学校の授業なんかは文字入力が多いと思うんですね。その場合は、i P a d よりもノートパソコンのほうが使いやすいということがあるんですけども、このi P a d を選択された何か理由というのは、どういう理由からでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） このG I G Aスクールにつきましては、従来からお話がございますように、やはり学校で各教科ごとの学びの深化ですね、そういったものがまず1つです。ただ、今回のコロナ禍によって加速されたものが、家庭へ持ち帰っての学習ということになります。その両面を考えると、やはりタブレット、i P a d ですね、i P a d のほうの持ち帰りのほうが子どもさん等にとっても楽ではないかということで、i P a d のほうを購入している状況でございます。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） i P a d でも使い慣れたらあれなんですが、それと、もう1つは、W i - F i の環境ですね、家庭での。今の時代ですので、ほとんどの家庭がそういう環境のはあると思うんですけども、やっぱり中にはそういうのがないところもあると思うんです、W i - F i の。そういう場合にどうされるのか。

それと、またそういうときに、W i - F i の環境を整えるのに、経済的な何か支援策というのは考えておられるんでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） ご家庭に持ち帰りいただいた状況かと思えますけれども、この事業を進めるに当たりましては、今後、各ご家庭の状況というのを詳しくお伝えさせていただいて、なお家庭の状況をお知らせいただくということが今後必要になってくるかと思えます。

ただ、先ほどもお話しありましたように、各家庭によって当然差がありますので、こちらにつきましては、ルーターの貸し出し等で対応できる状況ということを見込んでの今回補正予算を入れさせていただいている状況でございます。

ただ、詳しいことにつきましては、今後の調査によって検討していくということになります。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） これからのことなので、その辺りは協議して、そごのないように進

めていただきたいと思います。

それともう1点、各種予防接種等のインフルエンザの予防接種についてちょっとお尋ねいたします。

今回、この予防接種をすることによって、コロナに対する医療現場への負担軽減ということで、国のほうでこういう予算がついたわけですけれども、過去、ずっと今まで自己負担額が1,500円ということで任意で受けていたわけですが、高齢者。今回は無料ということで、65歳以上、インフルエンザを受けると、コロナを防ぐというのと同時罹患を防ぐということが目的なんですけど、この65歳以上の証明というんですか、受ける場合の。それはどのような形を想定されているんですかね。

○委員長（垣内秋弘） 立原課長。

○健康対策課長（立原信子） 今回の高齢者インフルエンザの予防接種の費用の対策事業費ですが、65歳以上に関しましてはもともと国の定期接種の対象ですので、任意接種ではございません。65歳以上の定期接種は従前からやっております、確認の方法については従来より医療機関のほうで、保険証等で、身分証明書等で年齢は確認をして接種していただいているところです。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 例えば、京都市なんかのあれを聞きますと、既に案内がきてて、それで市役所が発行するような何か証明書を医療機関に持って行って受けるのかというようなことも一部ちょっと聞いているんですが、例えば、足の悪い方とか、家から出られない高齢者ですね、そういった方なんかは、例えばその証明書というんですか、持って、仮に医者で私は65歳以上ですよという場合に、そういうことが対応できるのかどうかというのをちょっと懸念しているんですけれども、その辺りどうなんでしょう。

○委員長（垣内秋弘） 立原課長。

○健康対策課長（立原信子） 町が発行する証明書といたしましては、このインフルエンザのために証明というよりは、身分証、何らかの健康保険証は必ずお持ちですので、そちらで確認いただくということが一番正確かと考えております。全ての方が何らかの証明書をお持ちだということで。また、生活保護で健康保険証をお持ちでない方に関しましては、町の窓口で受けていただけるような手続きをさせていただく予定としております。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） ありがとうございます。ちょっと今、保険証のない方とか、そうい

う方のことのご答弁もありました。特に、今年は例年と違いまして、コロナとの併用ということがありますので、できる限り全員受けると。家で寝込んでいるような老人に対しても、やはり熱が出たときにどちらかというような大きな問題もありますので、できる限り全員が受けられるような対策でお願いいたします。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 谷口整委員。

○委員（谷口 整） まず、高校生の在宅支援で1人2万円、総額で548万3,000円、これ今回補正予算で上げてもらっております。先般の一般質問でも、通学補助の見直しのことに関して、慚愧に堪えないという発言もありました。確かにこれ、非常に微妙な部分ではありますけれども、この予算額だけを見れば、今年の通学補助の見直しの影響、たしか700万円だったと思うんです、ざっと。今回が500数十万円補正予算が組まれると。イコールではありませんけれども、高校生をお持ちのご家庭への支援はほぼほぼ同額というふうになるわけです。それはたまたまコロナの交付金がありましたので、同額でそのコロナ等での影響を少しでも負担を軽くするというので、今言いましたようにほぼほぼ同額が各家庭に支給されるということになりますけれども、これ、今申しますように、予算とは全く別のものでもありますけれども、今年度はそういうことであるとして、今後、国のほうも3次になり、交付金のことも考えておられますけれども、また引き続き交付金があれば今後も対応されると思うんですが、それが無いという前提で考えたときに、通学費補助の関係については、町長は考え方としてどのように考えておられますでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） ありがとうございます。

今年の3月の定例会のときにも、通学費補助についてはいろいろご議論、質問もしていただいたところでございますけれども、あのときにも申し上げましたけれども、断腸の思いであるという部分と、また財政面、またその他のいろいろな判断の中で総合的に決断をさせていただいたというふうに申し上げたところでございます。そういった中で、ご可決をいただいたものと認識をしておるところでございます。

今回の補正につきましては、あくまでもやはりコロナによる高校生等の自宅学習等の支援を図るためということで、2万円を交付するというふうに思っております。

特別定額給付金の対象にならなかった基準日以降に生まれてくるお子さんに10万円、また、未就学児に5,000円、そしてまた、小中学生の給食費等に約1万円強と。うじたわらっ子というのは18歳までという中で、高校生に対する支援をしっかりとしな

ければならないというところで、今回は自宅学習等の支援を図るために2万円を交付させていただくというふうにさせてもらったところでございます。

今後、コロナの関係の地方創生交付金、これは第3次、どうなるかというのはまだはっきりはしておりませんし、今後はそういう中で、どういう形で子育て、また福祉に、またお茶の関係者に、また町内の医療者にできるかというのは、今後の検討だと思っております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口整委員。

○委員（谷口 整） 先般の質問では、また違った観点から、行財政改革を求める質問も出ておりました。その中で、財政状況が非常に厳しいので、管理職手当の全廃というふうな意見も出ておりましたけれども、そのように非常に財政的には本町厳しい状況にあります。そんな中で、次年度のことは、またそこらの財政状況も勘案して、それはそれで町のほうで判断をしていただいたらいいんですけれども、非常にこの高校生の通学補助の件については、デリケートな部分でいろんな意見があって、今回たまたま、先ほど言いましたように、これ、私も提案させていただいたんですけれどもね、交付金でまあまあほぼほぼ2割の数字が入ったということなんですけれども、次年度についても、いろんな有利な財源等でそれなりの支援の仕方があるならば考えてもらったらいいなんですけれども、もともとが切り離れた、これとは別の次元ということも分かっておりまして、あえて町長の思いを確認をさせていただきました。

次に、まず次の質問への布石なんですけれども、以前、小学校で、私の子どもが小学校に通っていた頃に、もう今から25年、30年前です。遠望視ということをして休憩時間にされておりましたけれども、最近は学校では遠望視は取り組んでおられますでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 現在のところは取り組んでいない状況でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口整委員。

○委員（谷口 整） 今、遠望視は取り組んでいないという答弁をいただきましたけれども、今回、先ほど来問題になっておりますGIGAスクールの話で、タブレットの端末を小中学生全員に配置をするということなんですけれども、緊急事態宣言以降、コロナ禍の中であって、在宅のリモート勤務だとか、いろんな形でパソコンなりを見る機会が増えて、最近、眼科医への受診者が増えているということが先般もテレビ報道で言われておりました。

そんな中で、デジタル化を進めていくということで、自民党の総裁選挙で官房長官の菅さんなんかは、来年度までに全国津々浦々に光ファイバーを配置するというようなことも言われておりました、これが進んでいくのは、これはもう事実であり、また進めていかなければいけないと思いますが、デジタル化の中で、タブレット授業をやることによって児童生徒の目を酷使するという事の中で、目の酷使については、「20-20-20」、これ、20分間パソコンの画面を見れば20秒目を休ませて、20フィート、6mの距離のところ、遠くを見るということが少しでも目の疲れ解消に役立つとかいうふうなことも言われておりますし、ここで、このタブレットを配置をすることによる視力への影響ですね、児童生徒。この辺りはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 野田次長。

○教育次長（野田泰生） ただいまのご質問でございますけれども、ご指摘のとおり、現状、今でさえ子どもたちにとりましては、スマートフォンなりパソコン等、画面眺める時間が長いところ、今回GIGAスクールの推進と、またこれからのオンライン授業によりまして、画面を眺める時間が増えるということがもう想定されてきておりますので、基本的には、詳細につきましては、これから十分学校とも検討していくわけでございますけれども、いろいろと想定されている中には、まずはその機器につきましては、目に優しいような機器に少しでもできないのかということで、これから選定のほうも入っていきたいと思っておりますけれども、ご意見いただきましたとおり、今後使っていく中で、目のストレッチといいますか、授業でのタブレット、家庭でもですけれども、タブレットの使い方、ルールといいますか、そのようなものを今後学校と協議しながらそのルール作りというものをきっちりとしていかなければならないというふうに認識しているところでございます。それに加えて、今後につきましても、目に関するサポート体制、そのようなことも踏まえてちょっと検討は進めていきたいと思っておりますし、ご意見いただきましたとおり、いろいろと見ておりましたら、日本眼科医会なりからも、やはりそのタブレットの使い方なりの、そういうことも提言いただいておりますので、その辺の意見を踏まえて十分今後検討していきたいと思っておりますので、そのような形でこれから検討進めていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口整委員。

○委員（谷口 整） これから機器を整備されて、実際の運用、いつからされるのかちょっと分かりませんが、なかなか子どもたち、ちょっと目の疲れがあるので、休めと言うたって、家でもなかなか言うことを聞かない状況にあると思うんですよ。だから、

やっぱり学校の中でそういう時間を設けて、先ほど申しました遠望視もこれ一つの切り口かなと思うんです。特に宇治田原のように緑がいっぱい近くにあるところで、そういう遠くの緑を見るというのは目にはいいと言われていまして、遠望視には拘りませんが、そこらの対策ですね。これは、学校で使用開始する前に、そのこともきちっと考えていただいて、それでこの授業を開始していただくということになるように、これは要望をしておきます。

あと、併せて、先ほども家に持って帰って潰れたらどうするんだ、それは弁償してもらおうようなニュアンスの答弁でしたけれどもね、あと、これ結構ランニングコストかかると思うんですよ。機器の整備費で7千数百万円、ランニングコストはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 野田次長。

○教育次長（野田泰生） ランニングコストの件でございますけれども、基本的には機器の耐用年数、併せまして今後その中で、授業で使いますアプリといいますか授業ソフト、その辺の更新の頻度、またその辺で無償のものがどう使えるのかということ、ただいまちょうどその辺を検討しているところでございまして、具体的な数字をちょっと示せる段階には至っておりませんが、これから十分財政課とも協議する中で、その辺の更新の頻度の状況を踏まえまして、ちょっと財政計画はこれから立てることになりますけれども、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） 谷口整委員。

○委員（谷口 整） 全てにおいてこれからなんで、まだ決められていないということも理解はできますけれども、先ほど申しましたように、実際それが動き出す段階では、ある程度の対応も見越しての運用にしていきたいと思いますということだけは申し添えておきます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。山本委員。

○委員（山本 精） 私のほうからは、今出ていましたけれども、主要事項調書2ページの各種予防接種事業費なんですが、こういう形で高齢者への予防接種を全額補助するというのは本当に喜ばしいことだと思っているんですけれども、これ何人ぐらい……

○委員長（垣内秋弘） ちょっと、聞こえますか。

（「聞こえません」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 聞こえません。もっと大きい声でしゃべってください。

○委員（山本 精） 何人ぐらい、これ思っはりますんでしょか。

○委員長（垣内秋弘） 立原課長。

○健康対策課長（立原信子） こちらの予防接種につきましては、あくまで全ての方というより希望、接種をあくまで希望される方が打てるようにということで、環境整備を整えたいと思っておりますので、こういう形で周知をさせていただきましたら希望者が増えるということも見越して、対象者の1割は増であろうということで見込んでおります。前年度が、有料であった方が1,100人強おられますので、対象者の1割、280人ぐらいの方が増えても可能な範囲で今回補正予算は計上させていただいておりますが、また接種の状況を見越しまして、予算全体の、予防接種全体で取っておりますので、その中で対応していく予定としております。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 1,100プラス280ということで、1,400人弱というふうに見込まれているということなんですけれども、対象となる方が、大体先ほど言われました高齢者が2,800人ということなんで、どれぐらいやられるかは分かりませんが、そこのところは無料になるとやっぱりもっと増えてくるかなというふうに思いますので、それはまた検討してほしいと思いますが。

あと、高齢者に関してはこういう形で進められるということなんですけれども、子どもたちへの補助の拡充というのは、今どのように考えておられますか。

○委員長（垣内秋弘） 立原課長。

○健康対策課長（立原信子） もともとは健康児童課のほうで助成をさせていただいていたのが乳幼児のインフルエンザ、未就学児に対しまして費用助成という形でさせていただいていました。こちらのほうは、所管としては子育て支援課に移ってまいりますが、今後の子どもたちへのインフルエンザ等の拡充については、子育て支援の一環として考えていくべきところはあると思いますが、どちらにしましても、定期接種ではございませんので、任意の接種ということで、費用助成、いろんなリスクもありますので、それを踏まえた上での検討かと思っております。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 任意接種ということでありまして、実際、他の自治体では小学校6年まで、対応しているところもありますので、その辺はぜひとも考えてほしいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 立原課長。

○健康対策課長（立原信子） 予防接種全般のことですので、健康対策課、子育て支援課

と両課が協議して、その意義についてはまた検討はしていくことかと思いますが、健康対策課の立場でいいますと、やはり任意接種というところで、救済補償に関しましても任意の補償ということですので、あくまでインフルエンザ、季節性のインフルエンザは接種を希望される方が打てるようにということになっております。それも踏まえての両課の検討としたいと思っております。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） ぜひとも拡充をしてもらえるようにお願いしておきたいと思っております。

それから、概要の3ページのところに、概要のところの3番です。月1ウォークチャレンジ8800事業費が出ております。ここにもノルディックポール等と書いているんですけども、このノルディックポールというのは一体どういうことなのかということと、その「等」ということも書かれているので、この辺の何を買わはるんかということも、もし分かれば教えてほしいんですけども。

○委員長（垣内秋弘） 立原課長。

○健康対策課長（立原信子） こちら、健康増進の事業としまして、今年度予定をしております月1ウォークチャレンジ8800事業の中で、1日ノルディックウォーキングのイベントの日を設けたいと今のところ予定しております。そちらでは、ノルディックウォーキングと言いまして、2本のポールを持ちまして、足に課題もある方、また高齢者の方でも割と運動強度の高い運動が実施できるようなウォーキング手法がございます。そちらに利用できるようなポールを購入をしたいと考えております。

また、その他、少しコロナの中で運動不足になっていることが懸念されておりますので、屋外での活動をいろいろと推進していきたいと考えておりますので、屋外で利用できる、例えばヨガマットでありましたりとか、こういった用具をそろえさせていただいて健康づくりを、屋内では密になるということで実施のしにくい環境下でも、屋外でできるような形で、今後また収束が見込めない状況で、このアフターコロナの時代が続くであろうということで整備できればと考えております。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 今言われたように、1日だけそういうイベントをするということですが、昨年度の月1ウォーク、この事業の中では、最終日にみんなで歩こうというふうなことが予定されたんですけども、コロナ禍のもとで中止されたというふうに思うんですけども、こういう形で、コロナ禍の中でいろんな事業が中止になっておりますので、十分注意してやっていっていただきたいと思うんですが、これはまた実施すると

いう方向で今、進められているということですね。

○委員長（垣内秋弘） 立原課長。

○健康対策課長（立原信子） 当初予定していたよりは人数も少なくせざるを得ないかと思っておりますが、講師に専門のインストラクターも呼びまして、その協会での基準として、きっちりコロナの対策を打った上で、間隔を取りまして、少人数のグループを作ったということで、対策をされている内容に従いまして実施できればと思っております。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） できる限りそういう方向で実施できるようにお願いしたいと思えます。

次に、主要事項調書の4ページですが、保育所の感染症対策です。現在、今、保育所の入所状況はどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○子育て支援課長（清水 清） 入所状況でございますけれども、9月1日現在で児童数208名ということになってございます。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 今現在の、この中で、いろんな形で感染対策という形で出されているんですけども、保育園児の感染症対策というか、3密対策というのは、現在どんなような形でされているのでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○子育て支援課長（清水 清） 感染症対策につきましては、アルコールや次亜塩素による保育室、トイレ、またおもちゃ等の消毒。給食では、ラミネートで作成しました飛沫感染防止のシールドの設置。また、年少・年中におきまして、児童を分散し、3分の2に児童を減らしての午睡、毎朝検温カードの記入、それから保護者にその辺りを依頼するなど、徹底した感染対策を行っておるところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 今、いろんな形でやられてるとのことですけれども、先ほど208名、かなりまた増えてきていると思うんです。実際、前に一時保育所拡充されたんですけども、そういうふうなのを利用するということは、活用するということとか、そんなことは考えられていないのでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○子育て支援課長（清水 清） 町立保育所では、配置基準を超えて保育士を配置してお

ります。入所児童の安全をそういったことで図っているところでございまして、クラスを分けて細分化をすればするほど、その分保育士の確保もしなければならないということになりますので、保育士の確保が困難となります。もとより0歳児から5歳児まで等しく安全な保育を心がけておりますので、特定のクラスのみに配慮することは適当ではないのかなというふうに考えております。

また、一時保育の空きスペースにつきましては、乳児クラスの遊び場として、密を避けて有効利用をしているところでございますので、今後も工夫しながら感染対策に取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） ぜひともそういうふうな感染対策、しっかりとして行ってほしいと思います。

それから、先ほども出ていましたけれども、高校生のところですが、11ページの高校生等応援事業費のところですが、こういう形で2万円の補助を出す、それはそれでありがたいんですけれども、先ほど谷口委員のほうからありましたけれども、これ、やっぱり1回きりのものなんで、やっぱりそういう点では、前回もいろいろと話ししていましたが、通学バス代の補助が復活というのが、全額復活というのをやっぱりするというのをしてもらおうということが重要だと思いますし、いろいろ話聞いていても、保護者の方も、いきなりこれ半分にするというのが酷すぎるというふうに聞いているので、そういう点では、こういう形ではなくて世の中でしっかりと、財政上の問題はあろうと思うんですけれども、しっかりと補助の再検討をしてもらいたいなというふうに思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 高校生の通学費の補助金につきましては、先ほど町長のほうからご答弁をさせていただきましたけれども、確かに保護者の方のご負担というのは増えているかとは思いますが、ただ、今回、臨時の交付金の関係と、プラス1学期につきましてはちょっと猶予という形でも対応しております。やはりこの事業も、持続可能ということで、長く多くの方に頂いていただきたいという思いもございますので、今後、またいろいろ検討課題はあるかとは思いますが、現段階におきましてはご理解賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。あまりにも重複するような質問は、1回答弁を受けているわけですから、あんまり同じような質問をだらだらと2回も3回も続けてやらんよ

うに、その辺は十分注意して、取り組んでください。

○委員（山本 精） それはいいでしょう。まあ、はい、分かりました。

○委員長（垣内秋弘） 他ですか。

○委員（山本 精） はい。いいです。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） はい、いいです。分かりました。いいです、では。終わります。

○委員長（垣内秋弘） もう終わりますか。

はい、今西委員。

○委員（今西久美子） すみません、主要事項1 2ページの先ほどから出ておりますこの iPad の件ですが、視力低下の問題というのが先ほど議題にございましたが、もう1つ、私、これはコミュニケーション能力の低下というのも非常に大きく関わってくると思うんです。最近の子どもたち見てみますと、外で元気に遊んでいる子もいますけれども、多くが、何人か集まっても一生懸命それぞれがゲームをしているというようなことで、あまり話もしないで夢中になっているというような光景が見受けられます。今回、ICTの環境の整備ということで、その整備自体は私も必要だというふうに思っておりますし、個々の子どもたちに合った学習をきちんと保障するということが大事なことだというふうに思っています。

ただ、学校での教育というのは、集団で学び合うということが学習にその深みをもたらすとか、子どもたちの成長・発達に欠かせないというふうに思うんです。今後、その使い方のルール作りもやっていくというご答弁でしたけれども、学習での活用の仕方ですね、その辺についても、十分現場とご協議をいただきたいというふうに思いますが、どうですか。

○委員長（垣内秋弘） 奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） ただいまの件ですけれども、確かに今回のGIGAスクール、当初は3年ほどかけてやっていこうというのが、急にコロナの関係で今年度に整備するというので、いろんな対策が必要になってきます。整備はできるのは多分、今年度を目処に今進めておりますが、それ以降の今おっしゃりましたいろんな進め方であったり、ルール作りであったり、また教師のほう、なかなかみんながそれにすぐに対応できるかというところでもありませんので、この前も京都府の会議でそのような話をしていました。やはり、これからの学校でのその指導ですか、そういうのがこれからの課題になるので、いろんな面でまた京都府のほうもその辺は支援いただきたいというふうなことも

うちのほうも言うておりますので、そのように学校も含めて指導していきたい、そのように思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 先日の一般質問でもございましたけれども、やはり先生方のより負担が大きくなるというようなことがないようにね、しっかり人的配置も含めて、国や府に対してもさらに要望していただきたいというふうに思います。

もう1点、予算書の14、15ページですが、教育費の事務局費のところに、通級指導教室運営事業費ということで25万5,000円の補正を上げていただいています。

これの内容を教えてください。

○委員長（垣内秋弘） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 通級指導教室につきましては、現在、田原小学校のほうに設置をしております、両小学校がそちらに通うということになっております。

ただ、宇治田原小学校区の子どもさんにつきましては、保護者の方の送迎によってということで、保護者の方のご事情によっては欠席があったり、また退所しなければならないというような状況にもなっているところでございます。

今回、その状況をなくして継続的な指導を受けていただけるように、宇治田原小学校のほうに分室という形で1室設けまして、田原小学校の現在の教員のほうが移動する形で、より充実した通級指導教室を行っていきたいということで、コロナの関係の対策も講じながら、備品であったり、あるいは消耗品であったり、そういったものを購入させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） この問題については、私も一般質問もさせていただきました。主要事項調書にも載らずにこっそりと上がっていますけれども、これすばらしいことやというふうに思いますし、担当課のご努力には本当に感謝を申し上げたいと思います。

宇治田原小、ただあれですね、これまでの経過もございますし、放課後に行く子と、授業時間中、抜けて行く子と、いろいろ形態があるわけで、そこは、田原小と宇治田原小が形態が違いますので、そのところは保護者の意向、子どもさんの状況等々踏まえて、どちらでも行けると。田原小の子が宇治田原にも行けるし、宇治田原小の子が田原にも行けるということで運用をお願いしたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） ご指摘いただきました点でございますが、本当に子どもさ

ん、そして保護者のご事情あられるかと思えます。現在お通いの方のご意向をまず調査させていただいて、どちらでも行っていただける形を取りたいというふうに考えているところがございます。

○委員（今西久美子） 以上です。

○委員長（垣内秋弘） はい。

ほかにございませんか。山内委員。

○委員（山内実貴子） それでは、主要事項調書の3ページ、子育て支援アプリ導入事業費について、少しお聞きしたいと思います。

こちら今、お母さん方はスマートフォンを本当によく活用されている中で、今回アプリを活用してということで、これは町独自のアプリということでしょうか、それとも何か既存のものを使われるということでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○子育て支援課長（清水 清） アプリにつきましては、町独自のアプリということではございません。内閣官房日本経済再生総合事務局でネットのほうで出ておりましたICTを活用した子育て支援サービスということで、支援サービスの例が挙がっておりまして、その中から本町に最も適したアプリを抽出して導入していきたいというふうに考えております。

○委員長（垣内秋弘） 山内委員。

○委員（山内実貴子） はい、分かりました。ネットサービスもいろいろあると思えますので、本当に本町に合ったものということで、なかなか本当に情報発信もいろいろある中で、町独自の情報を発信していただくということで、本当にいいことだなと思えますので、よろしく願います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。松本委員。

○委員（松本健治） すみません、何度かちょっと手挙げたんですが、それぞれ私、タブレットの関連で申し上げようと思っていたことが、特に私が思っておりましたのは、ご家庭でネットの環境なり、そういう部分がどれほどの状態なのか、宇治田原の状態が、それを確認したかったんです。何かこれから調査されるということなので、結構でございます。

ちょっと他についてもダブりますから、もうやめたいと思えます。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、議案第58号に関わる関係課所管分の質疑を終わります。

次に、日程第6、議案第68号について質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、議案第68号につきましては終了いたします。

◎議案第59号の説明、質疑

○委員長（垣内秋弘） 次に、日程第7、議案第59号、令和2年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。廣島福祉課長。

○福祉課長（廣島照美） それでは、議案第59号、令和2年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明させていただきます。

資料としましては、第59号議案書、また、A4横長の補正予算概要のほうをご覧ください。

前年度の国府支払基金の負担金等の確定によりまして、返還金の補正をお願いするものでございます。

議案書の1ページにございますとおり、今回補正予算額、歳入歳出それぞれ1,346万5,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,492万8,000円とさせていただくものでございます。

まず、歳出でございますが、横長の概要をご覧ください。

過年度分国府等支出金返還金1,346万5,000円でございます。これは、令和元年度介護給付費及び地域支援事業に係る負担金、交付金の国庫分、府費分、支払基金分につきまして、実績報告の結果、受入済額が超過となり返還するものでございます。

返還額の内訳といたしましては、介護給付費負担金、国・府合わせまして1,177万9,485円。また、地域支援事業交付金、国・府合わせまして69万7,156円。どちらも返還時期は令和3年3月末予定でございます。

また、地域支援事業支援交付金、社会保険診療報酬支払基金へ98万8,768円が返還予定でございます。こちら、返還時期が令和2年10月10日となっております。

次に、歳入でございますが、議案書の6、7ページをご覧ください。

8 款の繰越金、前年度繰越金については、先ほどの歳出で過年度分国府等支出金返還金の財源とするために、繰越金を1, 346万5, 000円増額しているものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

質疑のある方は簡潔に質問をお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、日程第7、議案第59号につきましては終了いたします。

審査が全て終わりましたので、ただちに討論に入りたいと思います。

◎議案第58号の討論、採決

○委員長（垣内秋弘） まず、議案第58号の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第58号、令和2年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案第58号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第59号の討論、採決

○委員長（垣内秋弘） 次に、議案第59号の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第59号、令和2年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案第59号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第60号の討論、採決

○委員長（垣内秋弘） 次に、議案第60号の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第60号、令和2年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案第60号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第61号の討論、採決

○委員長（垣内秋弘） 次に、議案第61号の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですので、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第61号、令和2年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）の採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案第61号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第65号の討論、採決

○委員長（垣内秋弘） 次に、議案第65号の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第65号、都市計画道路宇治田原山手線工事施行協定の締結についての採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案第65号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎議案第68号の討論、採決

○委員長（垣内秋弘） 次に、議案第68号の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですから、討論はこれにて終了いたします。

これより、議案第68号、指定管理者の指定について（宇治田原町ふれあい福祉センター）の採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案第68号は原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、予算特別委員会に付託されました議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、予算特別委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、9月17日の本会議において討論される方は、配付しております討論通告書を9月15日火曜日午後5時までに議長宛て提出してください。

委員各位の慎重な審査を賜り、ご協力ありがとうございました。

これをもって予算特別委員会を閉会することといたします。どうも大変ご苦勞さまでございました。

閉 会 午後 0時04分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 垣 内 秋 弘